

災害中間支援組織による支援調整について

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）

事務局長 明城徹也

令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（第5回）

令和 6 年9月4日（水）

Japan Voluntary Organizations Active in Disaster の事業概要

□ JVOAD設立の目的

- ・災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう「連携の促進」と「支援環境の整備」を図る
- ・活動を通じて将来の災害に対する脆弱性の軽減へ貢献

□ 活動内容

災害時

- ・被災者・住民・地域のニーズと支援状況の全体像を把握
- ・支援団体などへの情報共有と支援団体間の**コーディネーション**
- ・支援を実施するための資金・人材などが効果的に投入されるための**コーディネーション**
- ・復旧・復興に向けた支援策の提言および支援全般の検証

平常時

- ・NPO / ボランティア センターなど市民セクターとの連携強化
- ・産官民などのセクターを超えた支援者間の連携強化
- ・地域との関係構築と連携強化
- ・訓練/勉強会/全国フォーラムなどの実施

□ これまでの経緯

2013年 7月 第一回広域災害調整期間設立に関する準備会開催

2015年 9月 関東東北豪雨災害対応 常総市における官民の支援調整

2016年 2月 災害時の連携を考える全国フォーラムを実施、以降、毎年開催

2016年 4月 熊本地震災害への対応

2016年 6月 JVOAD設立総会開催、東京都へNPO法人の申請提出

2016年11月 NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク設立

2017年 7月 九州北部豪雨対応の実施

2019年 5月 内閣府との「**タイアップ宣言**」

2018年 6月 大阪北部地震・西日本豪雨・北海道胆振東部地震の対応実施

2019年 9月 台風15号（房総半島台風）

2019年10月 台風19号（東日本台風）

2019年12月 東京都より、「認定NPO法人」の認定を受ける

2020年 7月 令和2年7月豪雨

2021年 2月 福島県沖地震

2021年 7月 静岡での大雨

2021年 8月 佐賀、福岡などでの大雨

2022年 3月 福島県沖地震

2022年 9月 台風15号

2023年 5月 能登半島地震

7月 福岡、佐賀、秋田などでの大雨

9月 台風13号

2024年 1月 能登半島地震

第2編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 (2) 防災ボランティア活動の環境整備

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、**災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)**を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

○都道府県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都道府県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、都道府県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(都道府県社会福祉協議会等)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、防災ボランティアの活動環境として、**行政・NPO・ボランティア等の三者で連携**し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う**情報共有会議**の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

内閣府とJVOAD タイアップ宣言

行政・NPO・ボランティア等の三者連携・協働
タイアップ宣言

令和元年 5 月 20 日

【平時】

- ・ 平時から全国域での「情報共有会議」を開催
- ・ ボランティア活動を調整する「**連携体**」の構築支援

【発災時】

- ・ 現地「情報共有会議」の開催サポート
- ・ 被災者ニーズや支援活動の全体像の把握
- ・ 活動調整のサポート



被災者支援が、行政・NPO・ボランティア等の連携・協働により、円滑かつ効率的に行われることを目指す。



山本大臣とJVOAD
代表栗田暢之
【2019年5月21日
「災害時の連携を考
える全国フォーラム」】

内閣府と特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）は、JVOAD の正会員団体及び発災時に防災ボランティア活動に当たる団体とともに、JVOAD が有する NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を全国域で行う中間支援組織としての機能を活かし、発災時に行政・NPO・ボランティア等による連携した被災者支援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック ～三者連携を目指して～」(平成 30 年 4 月)の提言を踏まえた取組を協働して推進することをここに宣言します。

具体的には、これまで両者がそれぞれ蓄積した知見やネットワークを活かし、以下の取組を全国で展開していきます。

- 平時には、発災時の防災ボランティア活動を調整する体制等について意見交換を行うため、「全国情報共有会議」を開催する。また、地域ごとに、行政・NPO・ボランティア等が、発災時の防災ボランティア活動を調整する「連携体」を構築することを支援し、内閣府が主催する研修や訓練を通じて「連携体」の体制を強化する。
- 発災時には、防災ボランティアに対する被災地のニーズや、支援活動に関する情報を共有し、活動内容を調整するため、「全国情報共有会議」を開催する。また、地域ごとに「連携体」が情報共有会議を開催し、被災者ニーズや支援活動の全体像の把握、防災ボランティア活動の調整等を行えるよう支援する。

これらに取り組むことにより、防災ボランティアによる被災者支援が、行政・NPO・ボランティア等の連携・協働により、円滑かつ効率的に行われることを目指します。

内閣府特命担当大臣（防災）

特定非営利活動法人
全国災害ボランティア支援団体
ネットワーク 代表

都道府県域の災害中間支援組織

1	北海道	北の国災害サポートチーム（きたサポ）
2	岩手県	いわてNP0災害支援ネットワーク（INDS）
3	茨城県	茨城NP0センター・コモンズ
4	埼玉県	埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
5	千葉県	災害支援ネットワークちば（CVOAD）
6	東京都	東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
7	神奈川県	災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（みんなかな）
8	新潟県	新潟県災害ボランティア調整会議
9	長野県	長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）
10	静岡県	南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会／ 静岡県災害ボランティア本部・情報センター
11	三重県	みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）
12	京都府	京都府災害ボランティアセンター、災害時連携NPO等ネットワーク
13	大阪府	おおさか災害支援ネットワーク（OSN）
14	兵庫県	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
15	奈良県	奈良防災プラットフォーム連絡会
16	岡山県	災害支援ネットワークおかやま／岡山NPOセンター
17	広島県	災害支援ひろしまネットワーク会議／ひろしまNPOセンター
18	福岡県	災害支援ふくおか広域ネットワーク（Fネット）
19	佐賀県	一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）
20	熊本県	NP0法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
21	宮崎県	NP0法人宮崎文化本舗

第3章 被災支援コーディネーションとは

●被災者支援コーディネーションの定義(本ガイドラインでの定義)
「被災者支援は、行政・社協・NPO等、それぞれが役割を担い、各地で主体的に進められる。しかし、それぞれが独自に活動を展開するだけでは、支援の「もれ・むら」が生じる。そこで、平時から支援関係者の連携促進に取り組み、災害発生後はその連携を活かして、被災者の**ニーズと支援の全体像を把握・共有**し、被災現場における活動を支援するとともに、**課題解決に向けた調整**を行う。」

●解説

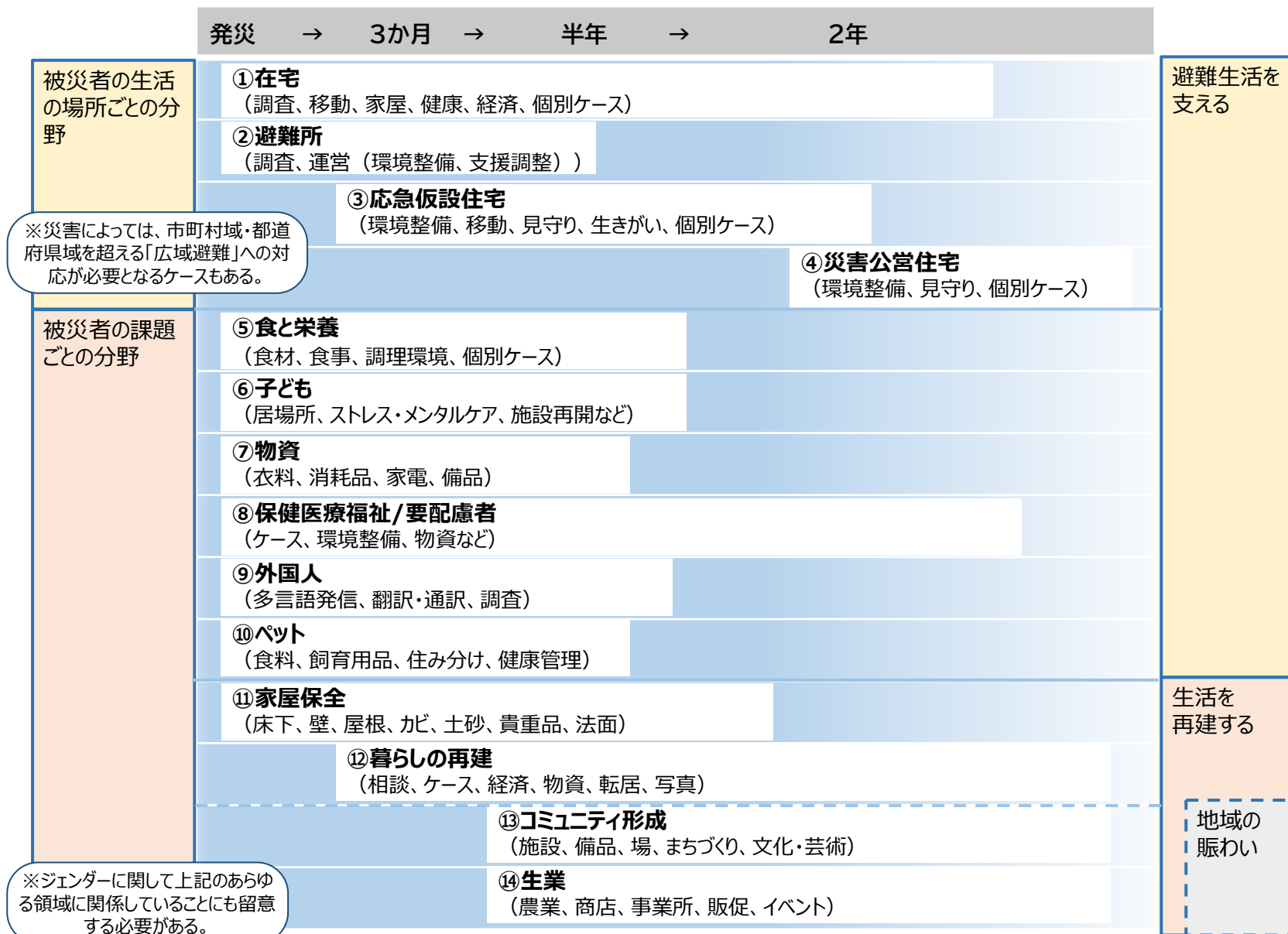
・被災者支援コーディネーションは、**行政・社協・災害中間支援組織が連携**して行うものとする。都道府県域によっては三者の体制や役割分担(グラデーション)はさまざまな形がある。三者が連携しコーディネーションの太い柱が形成されることが重要である。

●被災者支援コーディネーションで目指すもの

・コーディネーションが機能することにより、支援の「もれ・むら」が起きず、被災者が尊厳のある生活ができ、さらには将来的に災害に強い地域づくりにも貢献することを目指す。



被災者支援の全体像(14分野×時間)



分野ごとに、事前から、国・県・市町村レベルで官民の連携体制を構築することが求められる

石川県とJVOADとの協定

災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定書

石川県（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人（認定NPO法人）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下、乙という。）は、災害時等における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平時及び災害時において、甲、乙が相互に連携・協力することにより、被災者の避難生活への支援と早期の生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち災害救助法が適用される大規模災害とする。ただし、これ以外の災害であっても、甲、乙が協議のうえ対象とすることができる。

（平時の連携・協力）

第3条 甲、乙は、平時から、次に掲げる事項について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）災害対応力の強化に向けた人材育成への協力
- （2）**県内におけるボランティア団体の活動強化及びネットワーク化の推進**
- （3）被災者支援に関わる団体及び県民の受援力向上のための啓発
- （4）その他目的達成のために必要な事項

（災害時の連携・協力）

第4条 甲、乙は、災害時において、次に掲げる事項について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）速やかかつ能動的な被災状況の把握、情報共有
 - （2）自らの活動状況及び予定に関する情報の共有
 - （3）発災直後からの避難所等における被災者への支援
 - （4）被災者へのきめ細かな義援物資等の配布
 - （5）専門的なボランティア団体の受入に関する協力
 - （6）復旧・復興期を通じて変化する被災者のニーズや課題への対応
 - （7）その他目的達成のために必要な事項
- 2 甲は、被災者支援が円滑に実施されるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 乙は、行政及び被災者支援に関わる者に対し有する経験及びノウハウの提供に努めるものとする。

1, 支援団体の活動状況の把握:

324団体 (2024年7月)

(避難所、在宅、仮設住宅、食事、子ども、要配慮者、外国人、物資、ペット、家屋保全(廃棄物、重機、屋根等)、コミュニティ支援など)

2. 情報共有会議:

- ・市町域の会議(珠洲、輪島、能登、穴水、七尾)への参加
- ・県・内閣府・NPO等との会議の開催

3. 主な調整の取り組み:

- ・避難所の運営支援
- ・食事の提供(炊出し窓口、セントラルキッチン、弁当の手配等の検討)
- ・在宅避難者への訪問調査(被災高齢者等把握事業)
- ・仮設住宅の不具合への対応
- ・仮設住宅、集会場等への家電提供
- ・災害廃棄物の分別、仮置き場の受入
- ・公費解体の残置物・手続き等への対応
- ・県外避難者への支援
- ・コミュニティ構築にむけた支援体制整備

実施できたことは限定的

4. 活動支援

- ・物資などのマッチング、支援に関する情報の共有、高速道路無料化措置など

「支援で目指す姿の共有」と役割分担、仕組みづくり

例えば、

- ・避難所： 生活環境の水準をどこに合わせるか(食事、寝床、風呂、洗濯、ペット等)
- ・食事： 温かく栄養バランスが取れた食事をいつまでに、どのように提供するか
- ・在宅： 声をあげられない、制度につながっていない要配慮者を支援につなげる
- ・仮設住宅等： 建物のケアだけでなく、生活できる状況にあるか、
一人一人の状況に合わせた支援が行われるための見守り相談体制
- ・廃棄物／公費解体： 住民だけではできないことへの対応(残置物の撤去など)
- ・広域避難： 状況把握、見守り相談体制
- ・被害認定： 生活再建をすすめるための“被害認定”でないのか
点数の被災者への開示とその後のフォローアップ

1. 情報収集:

- ・行政間の情報収集に加えて、NPO／災害中間支援組織からの情報ルートを設ける

2. 情報提供:

- ・行政の情報(災対本部、保健医療福祉調整本部、支援制度など)へのアクセス

※避難所、物資等の支援や、生活再建などの課題を共有し、解決策について**相談・検討**する機会

3. 担当部署の明確化と横断的な体制構築:

- ・NPO等とやり取りをする担当を明確化するとともに、各種支援制度等の担当部署との調整できる関係性の構築

4. NPO等への活動支援:

- ・高速道路無料化、緊急車両、廃棄物搬出などに関するNPO等へのサポートの充実

5. NPO等の活動状況の把握:

- ・どの団体が、どこで、どのような活動を行っているのか、タイムリーに把握できる体制

※災害中間支援組織は“信頼性”により成り立っているため、より網羅的に把握するためには行政のバックアップも